

テニスコート使用料

区分	午前9時から午後10時まで	備考
1時間当たり1コート	300円	

本市住民及び本市所在企業以外は、上記の使用料の2倍の額とする。

照明施設使用料

区分	テニスコート	備考
1時間当たり	1,000円	

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 「市内」とは、利用者が本市住民を主体とするチーム等、又は本市所在企業をいい、「市外」とは、それ以外の利用者をいう。
- 3 市内団体及び本市所在企業以外は、上記の照明施設使用料の2倍の額とする。

テニスコート利用期間及び利用時間

区分	利用期間	利用時間
テニスコート	1月4日～12月27日	午前9時から午後10時まで
照明設備	4月1日～11月30日	午後6時から午後10時まで

備考 水曜日は休日とする。